

## 冷媒用代替フロン使用状況等報告書

（宛先）京都府知事		2024年 月 日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市伏見区深草塚本町67		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 学校法人 龍谷大学 専務理事 入澤 崇			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	559 台	7 台	71 台	488 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	80 台	0 台	2 台	78 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	68.4	キログラム	59.4	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	・フロン簡易点検を専門業者にて実施している。その結果や日々の不具合事案から修理や廃棄を適宜行っている。			
	廃棄時	・管理担当者が廃棄業者へフロン排出抑制法に基づいて処分を依頼			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	・漏えい集計表を作成して年間の充填・回収状況を再確認して漏えい防止に努めている。			
	廃棄時	・管理担当者が廃棄業者へフロン排出抑制法に基づいて処分を依頼（フロン回収行程管理表、フロン充填・回収証明書、回収フロン再生処理証明書を保管）			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針					
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。